

平成29年度国土交通省税制改正要望

I. 成長力・国際競争力の強化

都市の競争力・魅力の向上

- ①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長
 - ・ 所得税・法人税: 割増償却(緊急地域: 5年間 30%、特定地域: 5年間 50%)
 - ・ 登録免許税: 建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域: 0.35%、特定地域: 0.2%)
 - ・ 不動産取得税: 課税標準の特例(緊急地域: 1/5、特定地域: 1/2(いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
 - ・ 固定資産税等: 課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(緊急地域: 3/5、特定地域: 1/2 を参酌)に軽減、いずれも5年間)
- ②民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するための所要の措置
 - 1) 都市農業振興基本計画に基づく、都市農地の保全のための土地利用規制等の措置に応じた所要の措置(相続税・固定資産税等)
 - 2) 民間主体が設置し、住民利用に供する緑地等の管理運営計画の認定制度の創設に伴う固定資産税等の特例措置(課税標準 1/2 に軽減)を創設

II. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税: 本則 15%→10%、個人住民税: 本則 5%→4% 等)

III. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度等の適用(所得税・法人税等)
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・法人税)

- 都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の廃止(所得税・法人税等)

2. 他省庁主管

- 都市農業の振興のための所要の措置(相続税・固定資産税等)

※平成 28 年熊本地震関係

平成 28 年熊本地震への対応について、関係省庁とともに検討する。